平成 30 年 7 月 9 日

各　位

益田信用組合

「平成 30 年 7 月豪雨災害緊急融資」の取扱いについて
《大雨による水害により被害を受けられた皆様を応援いたします》

大雨により被害を受けられた皆様に謹んでお見舞い申し上げます。
益田信用組合は、被害に遭われました皆様を対象に、「平成 30 年 7 月豪雨災害緊急融資」の取扱いを下記の通り開始いたします。

記

１、平成 30 年 7 月豪雨災害緊急融資の概要

項　目	内　容
対象者	大雨により被害を受けられた個人のお客様
資金使途	住宅改修等、災害復旧資金
融資限度額	５００万円以内
融資期間	８年以内
貸出金利	１．５０％　（固定金利型）
担保	不要
保証人	１名以上
その他	被害を受けたことが確認できる書類

２、お取扱期間
平成 30 年 7 月 9 日（月）～平成 30 年 12 月 28 日（金）

※お申込に際しては、当組合所定の審査がございます。審査結果によっては、ご希望に添えない場合もございますので，予めご了承ください。
※詳細につきましては、最寄りの営業店にお問い合わせください。

以上